

答申第205号  
令和元年9月20日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成31年2月25日付神行総総第2390号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「職員団体役員の在籍専従を認める辞令」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書非公開決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「神戸市が神戸市職員労働組合（市職労）と神戸市従業員労働組合（市従労組）の役員の在籍専従を認める辞令。9月27日の決算特別委員会で、行財政局の答弁で地方公務員法で認められる専従期間の上限（7年）を超えて許可していた10人にかかるもの。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して「神戸市が神戸市職員労働組合（市職労）と神戸市従業員労働組合（市従労組）の役員の在籍専従を認める辞令」（以下「本件公文書」という。）を対象文書として特定し、非公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成30年11月15日受付の審査請求書、令和元年6月28日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、職員団体の活動に参加することが職員の思想・信条を含む内心が表れる行動・意思表示であって、職員が職員団体に加入していること自体は職員の個人情報であるとしているが、辞令開示を請求した専従者はもともと職員団体の本部執行役員を務めており、既に庁内では知られており、非開示とすべき個人情報にはあたらない。
- (2) また、組合役員が公になることを想定していないとのことであるが、対外的な会議や大会など庁外の不特定多数が見知りする場面で、職員団体を代表する立場として出席する機会は多くあり、この点でも特段、公にすべきでないとする理由は見当たらない。
- (3) 役員が休職専従をするのは職員の意志によってのみされると処分庁から説明があったが、少なくとも職員団体の組織内で協議して決められていると類推され、「意志によってのみ」とあるのは事実を十分に説明しているとは考えられない。

また、処分庁から、休職専従するか否かは個人の思想・信条によるものだと説明があったが、市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会（以下「第三者委員会」という。）からの最終報告書も出され、一連の違法行為は当局側が主導してきたとの指摘もある。であるならば、在籍専従の辞令も個人

の判断によるものではなく、当局判断が大きく関わっているものと推察される。そうである以上は、個人の内情によるものであり公開できないとする理由は論理として破綻していると思われる。

- (4) 処分庁は横浜市が非開示とする旨の答申例を挙げたが、あくまで横浜市だけの事例ということに過ぎない。事実として、平成30年8月27日に神戸市に同様の内容で別期間の請求をした際はまったくマスクングされることなく開示された。その際、横浜市にあるような判断はなかった。少なくともその時点では、個人の権利利益を害するという判断はされていなかったはずである。一度同じ条件で請求して公開された文書が、再度時期を異なった状態で請求したところ出ないという点は受け入れられない。今回、突然判断を変更したことについて、明確な理由は示されていない。

主に以上の理由により、本請求を開示したとしても、個人の利益を侵害するとは考えられない。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成30年12月27日受付の弁明書、令和元年5月31日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 公文書の公開義務については、条例第10条において、「実施機関は、公開請求があった時は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」とされており、本件に関しては、公開請求に係る公文書が条例第10条第1号（特定の個人が識別され、若しくは識別される情報であつて公にしないことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報）に規定する非公開情報に該当することから、公文書の全部を非公開とした。専従休職者となることは職員の個人的な思想・信条等に基づく職員の私的な活動であり、休職者としていかなる給与も受けずに、職員団体の役員として専ら従事するという情報は、条例第10条第1号に規定される非公開情報にあたる。

なお、本件公文書に記載の専従期間自体については、氏名や所属が開示されない限りは個人が識別されるものに当たらないが、文書全体を開示することになれば個人の利益侵害の可能性が高いと判断し、非公開とした。また、本件公文書において、文書番号や起案日、決裁者など、個人が識別されない情報も含まれていたが、請求人の請求趣旨に鑑み、部分公開では請求人の請求趣旨に沿わないと判断し、全部非公開としたものである。

- (2) 請求人は「辞令開示を請求した専従者はもともと職員団体の本部執行役員を務めており、既に庁内では知られており、非開示とすべき個人情報にはあたらない」、「組合役員が公になることを想定していないとされたが、対外的な会議や大会など庁外の不特定多数が見知りする場面で、職員団体を代表する立場として出席する機会は多くあり、この点でも特段、公にすべきでないとする理由は見当たらない」と

主張するが、本件公文書公開請求の対象は、職員団体の役員に関する情報ではなく、あくまでも職員団体の役員のうち、専従退職者に関する情報が記載された公文書である。職員団体の役員であることが公知の事実であったとしても、職員団体の役員がすべて専従退職者となるわけではなく、当該職員が専従退職者であることまでが公にされる情報と認められるものではない。

- (3) また、請求人は在籍専従の決定について「少なくとも職員団体の組織内で協議して決められていると類推され、「意志によってのみ」とあるのは事実を十分に説明しているとは考えられない。」と主張するが、専従退職者となるか否かは、当該職員の申し出を受けた上で、任命権者が許可の可否を判断するものである。すなわち、専従退職許可を受けようとするか否かについては、当該職員の意志のみによってなされるものであり、専従退職者となるか否かは、職員の個人的な思想・信条等に基づく職員の私的な活動と評価されるべきものであり、また、専従許可の結果、地方公務員法第 28 条第 2 項の規定に基づく退職者と同様、職員としての給与の支給を受けない地位に立つのであるから、これらは「社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報」にあたると思ふことが相当である。上記のとおり、地方公務員法上、専従退職者となるか否かについては、当該職員の申し出に基づいて、任命権者がその可否を判断するものであるため、仮に申し出の前に、職員団体の組織内で何らかの協議が行われていたとしても、専従許可制度の法的性質には何ら影響を及ぼさない。
- (4) また、神戸市が平成 30 年 9 月 27 日及び同年 10 月 4 日の記者会見にて、法令の上限を超える在籍専従許可を行っていた者に対する退職金過払いの事実及び対象者に対して返還請求を行う方針を明らかにしていたことから、当該職員らの氏名等が公になった場合、当該職員らが神戸市に対して、金銭債務を負っている、ないし負っていたことが明らかになることなどもあわせて踏まえると、当該情報の公開により個人の権利が侵害された場合、もはやその回復は困難となる。

## 5 審査会の判断

### (1) 争点について

処分庁が、本件公文書は条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開決定を行ったことに対し、請求人は、本件公文書は開示したとしても個人の権利利益を害するとは認められず、公開すべきと主張する。

したがって、本件における争点は、本件公文書の条例第 10 条第 1 号アの該当性である。

以下、検討する。

### (2) 本件公文書の条例第 10 条第 1 号アの該当性について

本件請求において対象となっている在籍専従は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 55 条の 2 第 1 項ただし書きによると、職員は任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事することができる、とされて

いる。また、地公法第 55 条の 2 第 5 項によれば、許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、その期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする、とされている。このような許可を受け、職員団体の役員としてもっぱら従事することを在籍専従と呼んでいる。

処分庁によれば、神戸市では、地公法附則に基づき定められた人事委員会規則において、在籍専従できる期間の上限は 7 年と規定されているが、過去の在籍専従者において、上限（7 年）を超えて在籍専従の許可を行っていた事例が判明した、とのことである。本件請求の「在籍専従を認める辞令」の対象範囲である「専従期間の上限（7 年）を超えて許可していた 10 人」については、既に全員退職しており、退職時に受け取った退職手当の算定基礎となる勤務年数が不適切であったため、平成 30 年 9 月 27 日及び同年 10 月 4 日に、その事実について対象者の氏名を非公表としたうえで記者会見を行うとともに、過払いとなった退職手当の返還請求を行う方針を示したとのことであった。

退職手当の性格については、賃金後払い的要素あるいは退職後の生活を保障するといった要素も含まれているとされており、このような性格に照らすと、退職手当並びにその返還請求に関する情報は、職務遂行に関する情報に該当するとはいえず、特定個人の私事に関する情報と捉えるのが適当である。

審査請求の趣旨によれば、請求人は本件請求において「専従期間の上限（7 年）を超えて許可していた 10 人」の氏名の公開を求めているものと思われる。

しかしながら、「専従期間の上限（7 年）を超えて許可していた 10 人」の氏名を公開すれば、その結果として退職手当返還請求の対象となる退職者の氏名が明らかになることから、当該個人の権利利益を害すると認められるため、本件公文書は条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした処分庁の決定は、妥当である。

#### （5）結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)

1 審査会委員

当審査会の三上委員は、審査会の了承を得て本諮問案件の審議を回避しており本件審議には関与していない。

2 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成30年11月15日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成30年12月27日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成31年2月25日	—	* 諮問書を受理
令和元年5月31日	第324回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和元年6月28日	第325回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
令和元年7月23日	第326回審査会	* 審議
令和元年8月26日	第327回審査会	* 審議